

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和33年岩手県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
貸与を受けることのできる職員	種 類	員 数	貸与期間(年)	備 考	貸与を受けることのできる職員	種 類	員 数	貸与期間(年)	備 考
[略]					[略]				
広域振興局	[略]				広域振興局	[略]			
	ダムの管守に従事する職員	[略]				ダムの管守に従事する職員	[略]		
	専ら用地交渉に従事する職員(土木部の職員に限る。)					専ら用地交渉に従事する職員(土木部の職員に限る。)			
	公害の調査及び検査の業務に従事する職員	[略]				公害の調査及び検査の業務に従事する職員	[略]		
[略]					[略]				
農業改良普及センター	農業普及員	[略]			農業改良普及センター	農業の普及指導に従事する職員	[略]		
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。